

【資料2】住宅政策の変遷と上位・関連計画の状況

1. 国におけるこれまでの住宅政策

戦後と高度経済成長期における住宅の大量供給から、良好な居住水準と住環境の確保といった質の向上に転換し、近年はコロナ禍を契機とした新しいライフスタイルなど社会環境の変化のほか、高齢者、子育て世帯などの幅広い住まい手、住宅ストック・産業といった多様な視点に立った取組が総合的に進められています。



【市町村住生活基本計画とは】

市町村の住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、当該市町村の区域の自然、歴史、文化等の特性に応じた住生活を巡る課題を設定し、施策の方向性を提示した計画です。

計画内容は、都道府県住生活基本計画に定める以下事項を参考にすることが考えられます。

- ①計画期間
- ②住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策についての基本的な方針
- ③住民の住生活の安定の確保および向上の促進に関する目標
- ④目標を達成するために必要と認められる住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策
- ⑤計画期間における公営住宅の供給の目標量
- ⑥住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2. 上位・関連計画の状況

(1) 国の動向

①住生活基本計画

計画期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
住生活をめぐる現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・子育て世帯数の減少、高齢者世帯数の増加、生活保護世帯・住宅扶助世帯数も増加傾向・「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言・旧耐震基準や省エネルギー基準未達成の住宅が多数ある・居住目的のない空き家の増加と周辺に悪影響を及ぼす管理不全の空き家の増加・新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心の高まり・地方、郊外での居住、二地域居住が本格化・5GやDX※の進展による遠隔・非接触の顧客対応やデジタル化等の急速な進展・自然災害の頻発・激甚化、防災・減災に向けた総合的な取組が進む
3つの視点と 8つの目標	<p>1 「社会環境の変化」の視点</p> <p>目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現</p> <p>目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p> <p>2 「居住者・コミュニティ」の視点</p> <p>目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現</p> <p>目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p> <p>目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備</p> <p>3 「住宅ストック・産業」の視点</p> <p>目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p> <p>目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進</p> <p>目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展</p>

※DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタルの技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること

②主な関連法制

ア) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の改正

（平成 25（2013）年 11 月施行）

建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、不特定多数の者が利用する大規模建築物等に対する耐震診断の義務付け、耐震診断・改修の努力義務対象建築物の範囲を拡大するといった改正が行われた。

イ) 空家等対策の推進に関する特別措置法の制定

（平成 27（2015）年 2 月一部施行、同年 5 月完全施行）

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを背景に、国による基本指針や市町村による計画の策定等、空家等についての情報収集、空家等およびその跡地の活用、特定空家等に対する措置、地方自治体への財政上の措置および税制上の措置等を定めている。

ウ) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の改正（平成 29（2017）年 10 月施行）

民間の空き家・空き室を活用し、住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者）の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能の強化を図る改正が行われた。

エ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正（令和元（2019）年 5 月施行）

地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標達成に向けて、住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上を図るため、マンション等に対する省エネ基準に適合しない計画への監督体制の強化のほか、戸建て住宅等における設計者（建築士）から建築主への説明の義務付けといった改正が行われた。

オ) マンションの建替等の円滑化に関する法律の改正（令和 3（2021）年 12 月施行）

今後、老朽化や管理組合の扱い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込みから、維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組の強化を図るため、除却の必要性に係る認定対象の拡充、団地における敷地分割制度の創設に関する改正が行われた。

カ) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正（令和 4（2022）年 4 月施行）

今後、老朽化や管理組合の扱い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込みから、維持管理の適正化に向けた取組の強化を図るため、マンション管理適正化推進計画制度、管理計画認定制度、管理適正化のための指導・助言等に関する改正が行われた。

(2) 北海道の動向

①北海道住生活基本計画（素案）

計画期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
住生活を取り巻く現状と課題	<p>1 新たな社会経済情勢等の変化</p> <p>(1)災害の頻発・激甚化 (2)気候変動問題を踏まえた脱炭素化 (3)新型コロナウイルス感染症による影響</p> <p>2 「居住者」からの視点</p> <p>(1)世帯・人口の減少、少子高齢化 (2)共働き世帯の増加、高齢単身世帯の増加 (3)外国人世帯の増加、地方暮らしの関心の高まり</p> <p>3 「まちづくり」からの視点</p> <p>(1)人口の低密度化・地域偏在 (2)過疎集落の増加・地域の高齢化</p> <p>4 「住宅ストック・事業者」からの視点</p> <p>(1)住宅ストックの充足・余剰・老朽化 (2)狭小な民営借家、共同住宅ストックの割合増 (3)厳寒・豪雪気候等の地域特性 (4)空き家、空き家予備軍の増加 (5)技術者・建設業従事者の減少、不動産事業所の偏在</p>
3つの視点と9つの目標	<p>1 「居住者」からの視点</p> <p>目標1 安定した暮らしにつながる住まいの確保 目標2 子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現 目標3 多様でいきいきと暮らせる住生活の実現</p> <p>2 「防災・まちづくり」からの視点</p> <p>目標4 安全安心で災害に強い住生活の実現 目標5 持続可能でにぎわいのある住環境の形成 目標6 つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成</p> <p>3 「住宅ストック・事業者」からの視点</p> <p>目標7 脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環 目標8 地域の活性化につながる空き家の解消 目標9 活力ある住生活関連産業の振興</p>

(3) 函館市の動向

①函館市基本構想

計画期間	平成 29 (2017) 年度～令和 8 (2026) 年度	
将来像	北のクロスロード HAKODATE～ともに始める 未来を拓く～	
基本目標と 施策	<p>1 まちの賑わいを再生し未来へ引き継ぎます</p> <p>(1)観光・コンベンションの振興 (2)農林水産業の振興 (3)商工業の振興 (4)新産業の創出と企業立地の促進 (5)学術研究機能の充実</p> <p>2 子ども・若者を育み希望を将来へつなぎます</p> <p>(6)子ども・子育て支援の充実 (7)学校教育・高等教育の充実 (8)若者への支援の充実</p> <p>3 いつまでも生き生きと暮らせるまちをめざします</p> <p>(9)暮らしを支える福祉の充実 (10)生きがいづくり・健康づくりの推進 (11)安全に暮らせる市民生活の確保 (12)安定した雇用の維持・創出</p> <p>4 日本一魅力的なまち函館を次世代へ継承します</p> <p>(13)魅力ある景観・町並み・市街地の形成 (14)文化芸術の振興と歴史の継承 (15)国際化と地域間交流の推進 (16)陸・海・空の交通網の充実</p> <p>5 持続可能な都市の基盤を構築します</p> <p>(17)社会基盤施設の機能維持 (18)公共交通の再編 (19)防災対策の充実 (20)環境保全の推進</p>	

②第2期函館市活性化総合戦略

計画期間	令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度	
基本目標と 具体的な施策	<p>1 市民一人ひとりの幸せを大切する</p> <p>(1)地域で見守り支える福祉拠点づくり (2)健康で元気に生活できる環境づくり (3)出産・子育てへの支援強化 (4)ひとり親家庭等への支援強化 (5)地域の将来を担う人づくり (6)いじめや虐待の未然防止・早期発見・早期対応 (7)教育環境の充実</p> <p>2 函館の経済を支え強化する</p> <p>(1)観光客等の増加をめざす取組 (2)ITやロボットなど先端技術を活用した生産性の向上 (3)食を支える安心・安全な農水産物の生産・供給支援のほか、食の魅力を高め、多くのひとを呼び込み販路拡大につなげる支援 (4)誰もが生き生き働くことができる環境整備</p> <p>3 快適で魅力あるまちづくりを進める</p> <p>(1)デザイン性の高い町並みの整備やにぎわい空間の創出 (2)交通アクセスの向上 (3)災害に強く安心・安全なまちへの体制強化 (4)公共交通の充実 (5)文化・スポーツの振興 (6)環境にやさしいまちの推進 (7)移住・定住を検討している方への魅力発信 (8)行政事務の効率化と市民の利便性向上</p>	

③函館市人口ビジョン

計画期間	平成 27（2015）年度～令和 42（2060）年度
人口の将来展望	<p>人口が減少しても、魅力ある、活気と賑わいにあふれるまちとするため、地域経済の活性化を図るとともに、都市機能を維持し、市民の安全・安心を守るまちづくりを、市民・企業・行政などが一体となって取り組む。</p> <p>【取組による 2060 年の人口の将来展望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低位推計 11 万 9 千人、中位推計 13 万 4 千人、高位推計 14 万 9 千人
取組の基本的視点	<ol style="list-style-type: none"> 1 交流人口の拡大 2 若者をはじめとする雇用の場の確保 3 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備 4 高齢者をはじめとする市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり

④函館市都市計画マスタートップラン

計画期間	平成 23（2011）年度～令和 12（2030）年度
まちづくりの目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり 2 快適・安全なまちづくり 3 市街地と農漁村地域が共生するまちづくり 4 美しくうるおいあふれるまちづくり 5 経済活動を支えるまちづくり
まちづくりの方針	<p>1 土地利用の方針</p> <p>総合的かつ計画的な土地利用を進めるとともに、自然環境を保全しながら、健康で文化的な生活環境の確保と地域産業の振興発展を図り、次世代に継承できるまちづくりを進める。</p> <p>2 都市施設整備の方針</p> <p>(道路)</p> <p>高齢化の進行など社会状況の変化に対応した、歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、地域特性に応じた交通環境の整備を図る。</p> <p>(公共交通)</p> <p>地球環境への負荷の低減に繋がる、持続可能でコンパクトなまちを目指し、誰もが容易に移動できるよう、公共交通の維持・充実に努める。</p> <p>(公園緑地)</p> <p>函館山緑地から広域公園までの主要な緑の拠点間を結ぶ本市の骨格的な軸となる都市公園の整備と緑環境の保全を図るとともに、都市にうるおいを与える緑化の推進等に努める。</p> <p>3 都市環境の方針</p> <p>(都市防災)</p> <p>木造老朽密集家屋の解消や空家対策、建築物の耐震化などにより市街地の安全性の向上に努めるとともに、河川改修、急傾斜地対策など自然災害対策の充実に努め、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める。</p> <p>(景観形成)</p> <p>市民共有の財産として、景観保全・整備を進めるとともに、都市がうるおいや彩りをもった空間となるよう景観誘導を図り、魅力ある景観形成に努める。</p>

⑤函館市立地適正化計画

計画期間	平成 30（2018）年度～令和 12（2030）年度
目指す将来像	将来にわたって豊かで快適な「歩いて暮らせるコンパクトなまち」
方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 効率的で持続可能なまちづくりの推進 2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進 3 将来にわたって持続可能な公共交通網の構築
居住誘導に 関連する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 函館山山麓地域における住宅市街地の再生 <ul style="list-style-type: none"> ・街区内地域の整備や敷地の集約化の促進 ・学校跡地等を活用した良質な住宅の供給促進 ・地域自らが行う持続可能なまちづくりへの支援の検討 2 公的不動産の有効活用による宅地・住宅の供給促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設等総合管理計画」等に基づく施設の統廃合等の推進 ・学校跡地に耐用年限を迎えた既存の複数の市営住宅を統合整備 3 空家の利活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「空家等対策計画」に基づく空家を含む既存住宅の改修に係る補助制度拡充の検討 ・住宅セーフティネット制度を活用した空家等の有効活用についての検討 ・北海道の「空き家情報バンク」や一般社団法人移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度」等の周知および活用促進 4 街なかへの居住促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業」の活用および制度拡充の検討 ・「空家等対策計画」に基づく空家の建替えや跡地の活用に係る新たな支援策の検討 5 美しい町並みの形成によるまちの魅力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・メインストリート等での道路美装化や植栽整備の推進 ・景観に配慮した建築物や屋外広告物等の誘導 6 土地・不動産の流通円滑化の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市・不動産業界・建設業界等の連携による不動産流通円滑化に係る相談・支援制度の検討 ・小規模・連鎖的な土地利用の促進を図る不動産流通事業等の検討
都市機能誘導 に関する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援 2 公共施設の統合等による誘導施設の整備の推進 3 都市機能集積の基盤となる市街地整備の推進 4 公的不動産の有効活用による誘導施設の整備の促進 5 中心市街地活性化事業の推進 6 土地・不動産の流通円滑化の支援

⑥函館市地域公共交通網形成計画

計画期間	平成 27（2015）年度～令和 5（2023）年度
基本理念	まちづくり、観光振興と一体となった将来にわたって持続可能な公共交通網の構築
基本的な方針	I まちづくりや観光振興との一体性の確保 II 地域特性に応じた効率的で利便性の高い公共交通網の形成 III 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成 IV 市民の協力を含む関係者の連携

⑦函館市地域防災計画

策定	昭和 38（1963）年 12 月策定, 令和元（2019）年 12 月改訂
防災ビジョン	1 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」 2 「都市防災化事業の推進」 3 「広域応援体制の確立」

⑧函館市公共施設等総合管理計画

計画期間	平成 28（2016）年度～令和 7（2025）年度
基本方針	① 必要な施設機能の維持に配慮しながら保有総量の縮減を図る。 ② 計画的に施設の点検や修繕を実施し、長寿命化を図る。 ③ 施設の耐震化や安全性の確保を図る。

⑨函館市公営住宅等長寿命化計画

計画期間	平成 25（2013）年度～令和 4（2022）年度
市営・道営 住宅の 目標管理戸数	令和 4 年までの市営・道営住宅の供給目標戸数は、6,940 戸として設定 (内訳) 市営住宅：現在管理戸数 6,045 戸から 5,150 戸 道営住宅：1,790 戸
基本方針	1 ストックの状態の把握および日常的な維持管理の方針 日常的な保守点検や建築基準法第 12 条第 2 項および第 4 項の規定による定期点検の実施を行うとともに、公営住宅等の修繕履歴を住棟単位で整備し、修繕や改善の実施を効率的に行う。 2 ライフサイクルコストの縮減に関する方針 対症療法型の維持管理から予防保全的な維持管理および耐久性の向上等を図る改善を実施し、修繕周期の延長などにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。

⑩函館市耐震改修促進計画（素案）

計画期間	令和3（2021）年度～令和7（2025）年度
耐震化率の目標	令和7年度の耐震化率 ・住宅：耐震化率95% ・多数利用建築物：耐震性の不十分な建築物をおおむね解消 ・要緊急安全確認大規模建築物：耐震化率100%
基本方針	北海道や建築関連事業者などと連携しながら、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備に努める
建築物の耐震化を促進するための取組	<p>1 耐震対策の推進</p> <p>(1)住宅の耐震診断・耐震改修に係る補助制度の実施 (2)民間の大規模建築物の耐震改修に係る補助制度の実施 (3)市有建築物の耐震診断・耐震改修の実施 (4)避難路沿道建築物の耐震化の促進 (5)耐震改修促進法・建築基準法による指導・助言等</p> <p>2 普及・啓発等の強化</p> <p>(1)地震防災に関するパンフレット等の活用 (2)防災ハザードマップの活用 (3)セミナーや出前講座等の開催 (4)耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置 (5)耐震の認定制度の普及による耐震化の機運の向上 (6)ブロック塀や窓ガラス等の安全対策等の普及・啓発</p>

⑪第2期函館市空家等対策計画

計画期間	令和3（2021）年度～令和7（2025）年度
達成目標	<p>1 重点対象地区における180棟の特定空家等の解消を図る</p> <p>2 重点対象地区における110棟の空家等の活用（除却した跡地を含む）を促進</p> <p>3 重点対象地区以外の4地区における140棟の特定空家等の解消を図る</p>
基本方針と具体的な取組	<p>1 特定空家等の発生抑制</p> <p>(1)空家等の実態把握 (2)所有者等の当事者意識の醸成 (3)相談体制の整備・強化</p> <p>2 空家等の有効活用</p> <p>(1)改修による空家等の再生支援 (2)需要と供給のマッチングの促進</p> <p>3 管理不全な空家等の防止・解消</p> <p>(1)適切な管理に関する所有者等への情報提供 (2)特定空家等の除却（解体）の支援 (3)法令等の適切な運用 (4)除却（解体）した空家等の跡地の活用促進</p> <p>4 適切な空家等対策の実施</p> <p>(1)実施体制および府内連携の強化 (2)空家等対策連絡調整会議 (3)函館市空家等対策協議会</p>

⑫函館市景観計画

策定	平成 20 (2008) 年 10 月策定, 令和 3 (2021) 年 3 月変更
方針	<p>1 市全域</p> <p>(1)函館らしさの保全・強調 (2)函館の都市景観上の特徴の保全・活用 (3)豊かな都市環境の実現</p> <p>2 西部地区都市景観形成地域における方針</p> <p>(1)歴史的環境の保全 (2)居住環境の質的向上 (3)魅力ある環境の創出</p>

⑬函館市西部地区再整備事業基本方針

計画期間	令和元 (2019) 年度～令和 12 (2030) 年度を目指す
将来像	西部地区ならではの「まちぐらし」の実現 地区の歴史と文化を受け継ぎ、自分の日常をまちで活かしながら、人とのつながりを育み、新しい暮らしを紡ぐ
重点プロジェクト	<p>1 共創のまちぐらし推進プロジェクト</p> <p>(1)まちぐらし事業の検討・実施・検証 (2)まちを学ぶ場の提供</p> <p>2 既存ストック活性化プロジェクト</p> <p>(1)不動産データベースの構築 (2)民有の低未利用不動産等の流動化促進 (3)公有の低未利用不動産等の利活用 (4)実施フロー</p> <p>3 町会活性化プロジェクト</p> <p>(1)新たな人材との協働による町会活性化の推進</p>

⑭函館市環境基本計画 [第3次計画]

計画期間	令和 2 (2020) 年度～令和 12 (2030) 年度
めざす環境像	豊かな自然と歴史ある町並み みんなで守り未来へつなぐ 環境にやさしいまち はこだて
基本目標と 基本施策	<p>1 地球環境の保全</p> <p>(1)地球温暖化対策</p> <p>2 循環型社会の形成</p> <p>(1)3 R の推進 (2)廃棄物の適正処理 (3)プラスチックごみ対策</p> <p>3 自然との共生社会の実現</p> <p>(1)生物多様性の保全 (2)水や緑の活用・ふれあいの推進 (3)良好な景観形成の推進</p> <p>4 生活環境の保全</p> <p>(1)大気・水環境の保全 (2)音環境の保全 (3)化学物質などへの対策</p> <p>5 総合的な取組の推進</p> <p>(1)地域づくり・人づくり (2)環境情報の充実と共有</p>

⑯第4次函館市地域福祉計画

計画期間	平成31（2019）年度～令和10（2028）年度
基本理念	「みんなで創る地域共生社会」～誰もが笑顔で自分らしく暮らせる地域づくり～
基本目標と 基本施策	<p>1 人と人がつながる地域づくり</p> <p>(1)地域住民等が集う拠点づくり (2)地域福祉活動の活性化</p> <p>(3)地域住民等と支援関係機関の連携</p> <p>2 安心して暮らせる地域づくり</p> <p>(1)制度の狭間の課題への対応 (2)権利擁護に対する支援</p> <p>(3)適切な福祉サービスの提供 (4)生活困窮世帯への支援</p> <p>(5)自殺防止のための対策</p> <p>3 誰もが参加できる地域づくり</p> <p>(1)地域福祉に対する意識の醸成 (2)新たな人材の養成</p> <p>(3)積極的な情報発信</p>

⑯第9次函館市高齢者保健福祉計画・第8期函館市介護保険事業計画

計画期間	令和3（2021）年度～令和5（2023）年度
基本理念	いきいき長寿都市宣言 いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして
基本方針と 基本施策	<p>1 地域の支え合いの推進</p> <p>(1)共に支え合う地域づくりの推進 (2)在宅医療・介護連携の推進</p> <p>(3)認知症高齢者等への支援の充実</p> <p>2 自立した生活を送ることができる環境の整備</p> <p>(4)介護予防・健康づくりによる自立の推進 (5)主体的な社会参加の促進</p> <p>(6)暮らしやすいまちづくりの推進</p> <p>3 安定した介護保険制度の構築</p> <p>(7)介護保険制度の適正な運営</p>

⑰第2次函館市障がい者基本計画

計画期間	平成28（2016）年度～令和7（2025）年度
基本理念	障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現
基本的な方向 と施策の推進 方向	<p>1 地域生活の支援体制の充実</p> <p>(1)-ア 相談支援機能の充実 (1)-イ 日常生活支援体制の整備</p> <p>(1)-ウ 重度化・高齢化への対応 (1)-エ 地域生活への移行の促進</p> <p>(1)-オ 住居の確保 (1)-カ 各種障がいへの対応</p> <p>(1)-キ 生活安定施策の推進 (1)-ク サービスの質の向上</p> <p>(2)-ア 障がいの要因となる疾病等の予防対策と治療</p> <p>(2)-イ 障がいのある人の保健・医療の充実</p> <p>2 自立と社会参加の促進</p> <p>(1)-ア 障がい児療育の充実 (1)-イ 学校教育の充実</p> <p>(2)-ア 雇用の促進 (2)-イ 就労機会の拡大</p> <p>(2)-ウ 職業訓練の充実 (2)-エ 福祉的就労の充実</p>

(3)-ア 社会参加の促進	(3)-イ スポーツ・文化活動の推進
(3)-ウ 行事等への参加の促進	
3 バリアフリー社会の実現	
(1)-ア 権利擁護の推進と虐待防止	(1)-イ 成年後見制度等の充実
(1)-ウ 理解の促進	(1)-エ 心のバリアフリーの促進
(1)-オ 地域福祉活動の推進	
(2)-ア 福祉のまちづくりの推進	(2)-イ 住まいの整備
(2)-ウ 移動・交通対策の推進	(2)-エ 防災・防犯対策の推進
(3)-ア 情報バリアフリーの推進	(3)-イ コミュニケーションの推進

⑯第2期函館市子ども・子育て支援事業計画

計画期間	令和2（2020）年度～令和6（2024）年度	
基本理念	すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて	
施策の方向と 推進施策	1 地域における子育て支援	
	(1)地域における子育て支援サービスの充実	(2)保育サービスの充実
	(3)子育て支援のネットワークづくり	(4)子どもの健全育成
	2 母子の健康確保と増進	
	(1)妊娠婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	
	(2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	
	(3)「食育」の推進	(4)周産期・小児医療等の充実
	3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	
	(1)次代の親の育成	
	(2)子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備	
	(3)家庭や地域の教育力の向上	(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4 子育てを支援する生活環境の整備	
	(1)良質な住宅の確保	(2)安全な道路交通環境の整備
	(3)子どもの交通安全を確保するための活動の推進	
	(4)安心して外出できる環境の整備	(5)安全・安心なまちづくりの推進
	5 仕事と生活の調和の実現	
	(1)仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進	
	(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備	
	6 児童虐待防止対策	
	(1)児童虐待防止対策の充実	
	7 障がいのある子どもの支援	
	(1)障がいのある子どもに対する施策の充実	
	8 ひとり親家庭の自立支援	
	(1)ひとり親家庭の自立支援の推進	
	9 子どもの貧困対策	
	(1)生活基盤の安定に向けた支援の充実	(2)子どもの育ちと学びの支援の充実
	(3)相談支援の充実	